**利用料金について**

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

（１）指定居宅介護支援サービス利用料等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要介護認定区分 | 一月あたりの利用料金 | 介護保険適用時の自己負担額 |
| 要介護１または要介護２ | 10,570円 | 0円 |
| 要介護３〜要介護５ | 13,730円 | 0円 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 加算・減算 | 一月あたりの利用料金 | 介護保険適用時の自己負担額 |
| 特別地域加算 | 所定単位数の15％ | 0円 |
| 初回加算 | 3,000円 | 0円 |
| 入院時情報連携加算（Ⅰ） | 2,000円 | 0円 |
| 入院時情報連携加算（Ⅱ） | 1,000円 | 0円 |
| 退院・退所加算（Ⅰ）イ | 4,500円 | 0円 |
| 退院・退所加算（Ⅰ）ロ | 6,000円 | 0円 |
| 退院・退所加算（Ⅱ）イ | 6,000円 | 0円 |
| 退院・退所加算（Ⅱ）ロ | 7,500円 | 0円 |
| 退院・退所加算（Ⅲ） | 9,000円 | 0円 |
| ターミナルケアマネジメント加算 | 4,000円 | 0円 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 | 3,000円 | 0円 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 | 3,000円 | 0円 |
| 緊急時等居宅カンファレンス加算 | 2,000円 | 0円 |
| 運営基準減算 | 該当する居宅介護支援費から５割または１０割減算 | 0円 |
| 特定事業所集中減算 | −2,000円 | 0円 |

保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者に支払われない場合、１ヶ月につき当該料金をいただきます。当協議会からサービス提供証明書を発行いたします。後日、このサービス提供証明書を現住所地の市町村行政担当窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

（２）交通費

　通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とします。

　　ア　通常の事業実施地域境界線から利用者宅までの往復距離　１kmにつき30円

　上記の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名または記名押印を受けるものとします。

（３）その他

　料金が発生する場合には、その都度実費分をお支払いいただきます。その際、領収書を発行いたします。